

## 志木市条例第29号

志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(志木市特別職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 志木市特別職員の給与に関する条例（昭和45年志木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の215」に改める。

第2条 志木市特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の217.5」に改める。

(志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年志木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の215」に改める。

第4条 志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。